

資料 1 第 2 子保育料を無償化します

これまでの保育所等の兄弟姉妹同時入所にかかる第 2 子保育料の半額、年収 360 万円未満世帯の第 2 子保育料の無償化を更に拡大し、令和 7 年度から全ての第 2 子保育料について無償化します。

1 目的

子育て世帯の経済的負担の一層の軽減を図ることで、「こどもを安心して産み育てることができる環境づくり」を更に推進し、こどもまんなか社会の実現を目指します。

2 対象施設

認可保育施設（保育所、認定こども園、事業所内保育施設）
※市外施設含む（広域利用）

3 対象者

認可保育施設に通園する本市在住の 0～2 歳児で第 2 子の児童
※生計を一にする兄弟姉妹で年齢の高い方から数えて 2 人目のお子さんが保育料無償化の対象です。
※これまで、第 3 子以降保育料無償化を実施してきましたが、対象を第 2 子以降に拡大します。

4 手続き

生計を一にする第 1 子が県外の学校へ進学する等の理由で、住民票上別の世帯になっている場合をのぞき、申請の必要はありません。
※生計を一にする兄・姉が就学等の関係で住民票上別の世帯にいる場合には、「保育料軽減申請書」を提出していただき、生計を一にしている状況であることを確認します。

